

## 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県登録の方

一般社団法人 全国住宅産業協会（全住協） TEL 03-3511-0611

**※ 当協会ではWEB講習を実施します。お申込みの前に以下の2点を必ずご確認ください。**

**① 当協会ではWEB講習を受講するためにはメールアドレスが必要です。**

**メールアドレスを持っていない方は受講できませんのでご注意ください。**

受講ページに初回ログインする際にメールアドレスの登録が必要となります。講習動画の視聴完了及び確認テストを合格した方には、受講期間終了後、登録いただいたメールアドレスに講習を修了した旨のメールを送付いたします。

**② ご自身のPC環境が以下のシステム動作環境に対応しているかご確認ください。**

スマートフォン・タブレットでも受講可能ですが、画面が小さいと講義動画に表示されるレジュメが見づらくなるため、PCでの受講を推奨しております。

項目	内容
OS	Windows8.1 / Windows10
ブラウザ	Chromium版Edge / Google Chrome / Mozilla Firefox
ブラウザ設定	cookieの使用許可 / ActiveXコントロールの使用許可 JavaScriptの使用許可
画面解像度	1024 × 768 High Color (16bit) 以上
ネットワーク速度	1Mbps以上

### 1. 郵送による申込

郵送の際の事故には一切対応いたしません。**必ず現金書留でお送りください。**

(現金と下記書類を一緒に現金書留封筒に入れてください)

必要書類等			備考	
(1)	宅地建物取引士証交付申請書 (コピー可、押印不要)	東京都 埼玉県 千葉県 静岡県	2 枚	※申請書は協会ホームページからダウンロード できます。 ※記入方法は「記入例」をご参照ください。
		神奈川県	3 枚	
(2)	カラー顔写真 ※全部同一のもの ・タテ3cm×ヨコ2.4cm ・顔の大きさが2cm程度 ・正面、無背景 ・6か月以内に撮影	東京都 埼玉県 千葉県 静岡県	3 枚	※家庭用インクジェットプリンターで印刷した 写真、ポラロイド写真、不鮮明なものや劣化 の可能性のあるものは不可。 ※規定に合わない場合は、撮り直していただき ます。
		神奈川県	4 枚	
(3)	現金 16,500円 (内訳：受講料12,000円・交付手数料4,500円)			※釣銭のないようにしてください。
(4)	(更新の方) 現在使用している取引士証のコピー (期限切れのものを含む)			※住所変更済みで都県により裏書してある場合 は裏面もコピーしてください。
	(新規の方) 登録通知ハガキのコピー			
	返納受領書の控えのコピー			※返納済みの方のみ
	紛失届の控え(受領印のあるもの)のコピー			※紛失した方のみ
(5)	変更登録申請等の控えのコピー			※住所変更のみで取引士証に裏書してある場合 は不要
(6)	日中連絡のつく電話番号を書いたメモ			※領収書に会社名を指定される方はその旨明記 してください。
(7)	返信用封筒 (定形封筒に返信先住所氏名を記入の上、84円切手貼付のこと)			※折返し、領収書、説明書を送付いたします。
<p><b>【郵送先】 〒102-0083 千代田区麴町5-3 麴町中田ビル8階</b>  <b>(一社)全国住宅産業協会 TEL 03-3511-0611</b></p>				

## 2. 来所による申込

来所での手続きを希望される場合は、**必ずお電話(03-3511-0611)の上お越しください**ますようお願いいたします。

必要書類等			注意事項等	
(1)	宅地建物取引士証交付申請書 (コピー可、押印不要)	東京都 埼玉県 千葉県 静岡県	2 枚	※申請書は協会ホームページからダウンロード できます。 ※記入方法は「記入例」をご参照ください。
		神奈川県	3 枚	
(2)	カラー顔写真 ※全部同一のもの ・タテ3cm×ヨコ2.4cm ・顔の大きさが2cm程度 ・正面、無背景 ・6か月以内に撮影	東京都 埼玉県 千葉県 静岡県	3 枚	※家庭用インクジェットプリンターで印刷した 写真、ポラロイド写真、不鮮明なものや劣化 の可能性のあるものは不可。 ※規定に合わない場合は、撮り直していただき ます。
		神奈川県	4 枚	
(3)	現金 16,500円 (内訳：受講料12,000円・交付手数料4,500円)			※釣銭のないようにしてください。
(4)	(更新の方) 現在使用している取引士証 (期限切れのものを含む)			
	(新規の方) 登録通知ハガキ			
	返納受領書の控え			※返納済みの方のみ
	紛失届の控え (受領印のあるもの)			※紛失した方のみ
(5)	変更登録申請等の控え			※住所変更のみで取引士証に裏書してある場合 は不要

### ※登録事項に変更がある場合は講習お申込みの前に変更手続きを済ませてください

取引士資格を登録した時、または前回更新時から現在までに登録事項「住所・氏名・本籍・勤務先（業務に従事する宅地建物取引業者）」に変更がある方は、登録している県に変更登録申請の手続きをしてください。取引士証には現住所が記載されます。住所変更（区画整理、番地表示の変更を含む）がある方は必ず手続きをしてください。市町村合併による変更がある方は下記窓口にご確認ください。

※取引士証（期限切れのものを含む）を紛失している方は登録県へ紛失届が必要です。

#### 《問合せ・手続き先》

※各自治体・団体のホームページにも案内が掲載されておりますのでご参照ください。

- 東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課免許担当 ☎ 03-5320-5063
- 埼玉県都市整備部建築安全課宅建業免許担当 ☎ 048-830-5492
- 千葉県県土整備部建設・不動産課不動産班 ☎ 043-223-3238
- (公社)神奈川県宅地建物取引業協会 ☎ 045-633-3036
- 静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課宅地建物班 ☎ 054-221-3072